

一般社団法人自立生活サポートセンターいっぽいっぽ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人自立生活サポートセンターいっぽいっぽと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を沖縄県那覇市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、自由・平等・共生及び社会正義と人権尊重の理念に則り、生活困窮状態、社会的排除状態、その他、生活上の困難を有する人びとに対して、総合相談支援、生活の場の創造等を通して日本国憲法が保障する生存権の実現をめざすことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 障害福祉サービス事業
- (2) 総合相談支援事業
- (3) 貧困問題・社会福祉等に関する啓発及び人材育成事業
- (4) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第6条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 除名されたとき。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。

第3章 社員総会

(社員総会)

第8条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年6月にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

第4章 役員

(員数)

第9条 当法人に代表理事1名を置く。

第5章 計算

(事業年度)

第10条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第6章 附則

(最初の事業年度)

第11条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成28年3月31日までとする。

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第12条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

個人情報のため非公開

高 木 博 史

個人情報のため非公開

繁 澤 多 美

以上、一般社団法人自立生活サポートセンターいっぽいっぽ設立のためにこの定款を作成し、
設立時社員が次に記名・押印する。

(以下、省略)